令和７年度　名古屋市への要望事項と回答

名古屋市長あてに令和６年11月18日付で要望書を提出し、令和７年12月23日付で回答いただきました。

愛知県・名古屋市との話し合いは、令和７年２月10日（火）、愛知県自治センター６階603会議室にて、以下の時間帯に開催します。

愛知県　13：15～14：15　　名古屋市　14：30～15：30

◎印の項目を当日話合います。

要望事項と説明

◎要望１　難病患者・家族に実情に即した実効性のある個別避難計画策定を進めてください。
個別避難計画策定の名古屋市の進捗状況を説明ください。
在宅人工呼吸器使用者非常用電源補助事業の利用状況を教えてください。
令和７年３月７日の市議会本会議にて大島ひでひろ議員の質問への健康福祉局長の答弁のその後の状況を教えてください。
地域単位での「電源サポート拠点」づくりの支援をお願いいたします。

昨年報告いただいた「６区で福祉事業者と連携しながらモデル事業」結果の概要を教えてください。

非常用電源の購入補助を人工呼吸器装着者だけでなく、たん吸引器や酸素濃縮器などの在宅で電気式の医療機器使用者にも拡大する件及び現況やニーズ把握のための実態調査についての検討状況をご説明ください。

人工呼吸器や吸引器など装着する神経難病患者にとって、電源確保は命綱です。

地震や停電などの災害時に電力が獲得できるかは、極めて重要な課題です。

愛知県や名古屋市は、発電機、外部バッテリーの給付事業の促進にご尽力いただいており感謝申し上げます。引き続く御支援をお願いいたします。

また、地域単位での「電源サポート拠点」づくりの支援をお願いいたします。

災害時、自宅で避難している呼吸器装着患者は、市町から給付された補助バッテリー、発電機により命をつないでいます。よって、そこには電源リレーのシステムが必要です。

企業との協働プロジェクトを推進 CSR（社会貢献活動）している市町もあるようですので、名古屋市でも難病患者を地域で守る「電源サポート拠点」づくりの応援をお願いします。

【回答】防災危機管理局

本市の個別避難計画作成事業については、要介護度や障害の程度などが一定以上の自力避難が非常に難しい方のうち、災害の危険が高い地域にお住まいの方を優先対象者として、令和５年度は南区、令和６年度は北区、中川区、港区、南区、守山区、緑区の６区、令和７年度は全区において福祉事業者と連携しながらモデル事業を実施しています。

また、作成した計画は対象者本人の同意を得たうえで地域等の関係者と共有し、防災について話し合う場を活用して避難対策について検討するなど、地域防災力の向上に繋がる取り組みをしております。

令和６年度については、351 件の個別避難計画が作成されましたが、そのうち 181 件について福祉事業者のご協力により作成されております。

今後も福祉事業者のご協力をいただきながら個別避難計画作成事業を進めてまいります。

【回答】健康福祉局

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業の実績については、令和６年度は63件、そのうち発電機は14件、蓄電池は49件、カーインバーターは０件であり、令和７年度は令和７年 11 月末時点で 33 件、そのうち発電機は２件、蓄電池は 30 件、カーインバーターは１件となっております。

本事業の検討状況については、令和７年９月に他都市調査を実施したところ、政令指定都市 20 都市のうち、５都市で人工呼吸器装着者以外の電気式医療機器の使用者への給付が行われていることを確認しました。

また、令和元年度に実施した医療的ケア児等実態調査においても、人工呼吸器装着者以外の電気式医療機器を使用する方々の非常用電源のニーズを把握しているほか、令和７年度の医療的ケア児等実態調査においても、非常用電源のニーズの把握に努めているところです。

こうした状況を踏まえ、本事業の内容について、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

要望２　保健センターの体制を強化し、保健師を増員し、在宅患者への訪問事業を充実してください。

在宅患者宅への訪問事業は患者の療養生活実態をふまえた支援や、孤独・孤立対策に向けて、訪問回数・訪問すべき人数と実訪問人数、内容ともに充実が求められます。

また、難病「登録者証」の登録状況をお知らせ下さい。また、保健所が、軽症患者の把握を進め、「登録者証」活用への働きかけを進めてください。

【回答】健康福祉局健康増進課・障害企画課

難病患者の在宅療養支援については、神経・筋疾患の患者を中心に対象の方の状況を踏まえ、保健センター保健師等による家庭訪問や窓口での面接、電話による相談を行っています。

また、各区において難病患者地域支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図ることで、孤独・孤立対策や医療・介護等様々な健康課題に対し、ニーズに沿った支援を実施できる体制整備及び適時適切な支援の充実に努めているところであり、引き続き関係機関の連携による適切な支援の推進に努めてまいります。

指定難病登録者証は令和６年４月に創設され、令和 7 年 11 月末現在、1,011 名の方に対して交付しております。

関係機関を含む様々な支援の機会を通じて、登録者証の活用・周知に努めてまいります。

要望３　難病患者・家族の難病法に基づく医療費助成申請事務負担を軽減してください

「事務手続きの煩雑さ」が難病患者の大きな負担となっています。

平成 29 年に、内閣府から「情報連携可能な事務手続きの一覧及び省略可能な書類等について」の通知も出されています。

「書かなくてよい窓口」の取り組み状況・利用状況を説明ください。

【回答】健康福祉局障害企画課

内閣府・総務省通知「情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続きの一覧及び省略可能な書類等について」には、マイナンバー制度における情報連携（専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の間で個人情報のやり取りを行うこと）により、各種手続に必要な添付書類の一部を省略できる旨が記載されております。

本通知の趣旨を踏まえ、本市においても、平成 30 年度より特定医療費支給認定申請

に必要な添付書類のうち、住民票の写しや課税証明書等を省略できることとしております。

また「書かなくてよい窓口」を推進するため、区役所・支所の窓口において、あらかじめ氏名や住所等が印字された申請書等の様式も提供しております。

今後も引き続き、区役所・支所の窓口における申請手続き等について、分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

【回答】（スポーツ市民局区政課）

本市では、引っ越し等のライフイベントに関わる手続き及びライフイベントに伴って発生する福祉関係等の関連する主要な手続きにおいて、申請書類をシステム上で作成し、窓口での“記載行為”を可能な限り不要とする取組を、令和８年度より先行する区役所等で段階的に進めます。

要望４　難病医療費助成などの更新に必要な診断書費用の補助をお願いします

難病医療費助成に必要な臨床個人調査票、障害者手帳･特別障害者手当更新などに必要な診断書作成費用などは患者･家族にとって大きな負担となっています。

臨個票を医師から直接難病 DB に送ることになるとされています。難病研究のためのデータ収集が必要との面はそれで充足できると思いますので、患者負担は軽減できるのではないでしょうか。こうした立場から国への働きかけをお願いします。

【回答】健康福祉局障害企画課

現在のところ、ご要望の診断書費用の補助については対応する予定はございません。障害者手帳や特別障害者手当等の申請（更新）手続きに必要な診断書は、その費用をご負担いただく一方で、障害者手帳を取得することで各種制度の減免等を受けられることや、手当が支給されることでメリットがあるものと考えております。

また、難病法に基づく医療費助成は、支給認定を受けることにより、治療等に要する費用が一定の自己負担上限額までとなる制度であることから、申請手続きに必要となる「臨床調査個人票」の取得に係る費用は申請者にご負担いただくものの、治療を継続するに当たり、医療費等の軽減にはメリットがあるものと考えております。

なお、国が導入した難病等データベースへのオンライン登録については、国の提供するシステムを利用することにより、医師が臨床調査個人票を作成し、同時に難病等データベースに登録できる仕組みとなったものです。このシステムの導入により、主に軽減したのは、従来、各自治体が臨床調査個人票の内容を国に報告していた作業であり、医師が臨床調査個人票を作成することに変更はないため、各医療機関が任意で設定している臨床調査個人票作成時の文書料は引き続き発生するものと考えられます。

臨床調査個人票、障害者手帳及び特別障害者手当等に係る診断書等の作成費用の負担も含め、本市としましては、今後も制度の概要等の丁寧な説明に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

要望５　レスパイト入院事業を充実させてください

難病患者や医療ケア児を介護する家族の負担は大変なものがあり、レスパイト入院の必要性は大きくなっています。「受け入れ先の確保」は需要に見合った確保がされているのでしょうか。

また、台風・集中豪雨など予測できる防災対策としての「避難入院」も有効とされています。それに備えて、保健所担当者などが、患者・家族に、事前に該当病院を受診しカルテ作成することを勧めてください。

レスパイト入院患者の多くは病状悪化が原因ではないため、必ずしも病院である必要はありません。医療的ケアができる介護施設への取り組みもお願いいたします。現在

病院と同じような医療的なケアができる介護施設が増えてきました。そのような介護施設への働きかけと補助の検討をお願いいたします。
介護保険施設における短期入所件数を把握してみえればお教えください。
医療ケア児家族支援のためのレスパイト入院の相談件数・入院件数は何件あるのでしょうか、教えてください。「ご家族のレスパイト支援が可能となる方策」の検討は進みましたでしょうか。

【回答】健康福祉局障害企画課

国の定める「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」に、国及び都道府県は、在宅で療養する難病患者の家族等のレスパイトケアのために必要な入院等ができる受け入れ先の確保に努めることとされております。

こうしたことから、愛知県の実施する難病医療提供体制推進事業により、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院において、レスパイト入院に関する調整等を行っており、難病診療連携拠点病院である愛知医科大学病院の難病医療コーディネーターが、レスパイト入院に関する相談・調整の窓口となっております。

本市としましては、レスパイト入院に関する相談窓口の周知等により、レスパイトケアの支援に努めてまいります。

保健センターでは、保健師等による面接や家庭訪問を通して、難病患者本人等の身体状況や医療機器の使用状況等を確認・記載できる、通称「もしもカード」等を利用して、自然災害等に対する平常時からの備え、発災時の対応等に関する自助・共助支援の実施に努めています。

介護保険施設への取り組みについてですが、冒頭に記載のとおりレスパイトケアにつきましては第一義的には、国・県が構築する枠組みの中で確保されるべきものと考えております。

一方、難病患者のうち、要介護・要支援認定を受けておられる方については、介護保険施設における短期入所の利用が可能です。医療的ケアが必要な方の短期入所件数については把握しておりません。経管栄養、在宅酸素、インスリン注射などの医療的ケアの必要な方について、利用の相談が可能な施設もありますので、いただいたご意見については、愛知県や施設の所管部局とも共有させていただきます。

【回答】子ども青少年局子ども福祉課

「ご家族のレスパイト支援が可能となる方策」について検討した結果、令和７年 10 月より、医療的なケアが必要なお子さんを介護しているご家族が安心して休める時間を持てるよう、医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる外出先での訪問看護を提供するレスパイト支援事業を開始いたしました

要望６　学校への看護師配置・看護師同士の情報共有の機会の拡大・働きやすい環境の整備を進めてください。

特別支援学校だけでなく医療的ケアを必要とする生徒全員への看護師配置を継続してください。
医ケア児の保護者が学校での看護師利用などについての相談できる環境を要望しています。
学校での看護師は１人配置の場合が多く、医療的ケア児のニーズも多様な中で、医師の判断を仰ぐことができず個人判断での対応を求められる機会も多いです。困りごとを含む情報共有の機会拡大が求められます。
雇用の面では、常勤ではなく、単年度契約が多いとうかがっています。夏休みなどは「仕事が減る」状況となります。より働きやすい環境の整備が必要です。

【回答】教育委員会事務局特別支援教育課

本市では、市立特別支援学校に限らず、市立のすべての学校・園に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護介助員を配置しております。

保護者からの相談については、特別支援教育課による「事前の就学相談」を実施し、在籍校の教頭を中心に、学校全体で対応できる体制を整えています。

さらに、令和７年度からは、教育委員会に指導的役割を担う看護保健職を新たに配置し、医療的ケア指導医と連携しながら、看護介助員への助言や相談対応を強化しています。

また、看護介助員同士の情報共有や困りごとの相談機会を拡充するため、「看護介助員研修会」を開催し、意見交換やスキル向上を図っています。

雇用面については、医療的ケア児の状態に応じて必要時間が異なるため、現状では会計年度任用職員（時給制）として雇用しています。

今後も、医療的ケアを必要とする子どもへの支援に努めてまいります。

要望７　小児慢性疾患の「移行期医療支援センター」設置、「専任の移行期医療コーディネーター」配置をお願いします

愛知県では「移行期医療センター」設置できていません。移行期を担う医師の養成も必要です。このままでは成人を迎える時期に、医療からドロップアウトしてしまう患者が増加してしまいます。重症化してから受診という事につながり、結果として医療費が増えてしまいます。名古屋市と愛知県などが協力して設置に向けた努力をいただくようお願いします。

患者・家族の悩みは病気のことだけではなく自分の生活や仕事、お金のことなど多種多様で、さまざまな相談に対応できる環境づくりが必要です。

病院の集約化がいわれています。患者・当事者の意見を聞く機会も設けてください。

【回答】子ども青少年局子育て支援課

小児慢性疾患の「移行期医療」につきましては、国において「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」が取りまとめられました。

その中で、「移行期医療の各関係機関の調整や患者自律（自立）支援など、移行期医療を総合的に支援する機能（移行期医療支援センター）を各都道府県で１つ以上を確保すること」と書かれております。また、設置場所については「各都道府県が地域の実情に応じて、具体的な取組内容を実行できる機関に設置することが望ましい。」とされております。

今後も本市の小児慢性特定疾病児童等地域支援事業に係る連絡協議会、難病対策地域支援ネットワーク会議等において、関係団体及び関係機関の方々と様々な情報を共有させていただきながら、県に「移行期医療支援センター」の設置及び「移行期医療コーディネーター」の配置につきまして、県下一体となって移行期医療支援体制の構築ができるよう、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

要望８　医療的ケア児および 18 歳以上の難病患者の医療が切れ目なく提供できる体制整備してください。

医療的ケア児だけに限定した対策でなく、小児医療から成人医療に移行する幅広い患者に対して、切れ目のない医療提供体制整備をお願いします。

【回答】健康福祉局障害企画課

愛知県が実施する難病医療提供体制推進事業では、重症難病患者の方に身近な入院施設を確保すること、難病患者やご家族からの相談に応じること、難病医療関係者や就労支援関係者向けの研修を実施すること等を通して、難病患者及びその家族が地域で安心

して暮らすことができるよう、良質かつ適切な医療の確保に努めております。

難病診療連携拠点病院（事務局）である愛知医科大学病院には、医療ソーシャルワーカーの資格を持つ相談員が常駐し、難病患者やご家族からの相談に応じるとともに、難病医療協力病院等の関係機関との連絡調整を行い、支援要請、適切な施設紹介、入院先調整等を行っております。

【回答】子ども青少年局子ども福祉課

本市における「医療的ケア児」の支援につきましては、令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体との緊密な連携を図りながら、支援体制の整備に取り組んでおります。具体的には、「医療的ケア児等コーディネーター」の養成や、その後方支援を担う「医療的ケア児支援スーパーバイザー」の配置など、「医療的ケア児」が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めております。

一方で、成人後の「医療的ケア者」については、地域で生活するための社会的資源が現状では十分に整備されていないことのほか、小児科から成人医療への移行が難航し、医療の継続性が確保できないことなど、深刻な課題があることを認識しております。

なお、同法附則第 2 条においては、「この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とございます。

成人移行期における医療的ケア者に対する支援については、国における検討状況やその結果に基づく措置を踏まえ、関係各局と連携しながら、切れ目のない支援体制を構築できるよう努めてまいります。

◎要望９　告知を受けた難病患者が受けられる福祉サービスなどの相談ができる環境を整えてください

相談支援専門員が足りず待機一年半待ち？という、福祉サービスを利用する以前の問題があるとの声をお聴きし地域格差に驚きを隠せません。皆が地域において生活の質を上げ心豊かに安全安心な日々の暮らしのため地域差なく人員確保に迅速な対応をお願いします。

各地域の障害利用者数に対して相談支援専門員数の実態把握はどうなっているでしょうか。説明ください。

実際にサービス決定までの期間は短縮されたのでしょうか。

【回答】健康福祉局障害企画課・障害者支援課

本市では、各区保健センターにおける保健師による相談体制や、特定医療費受給者証申請窓口である区役所福祉課及び支所区民福祉課において、各種サービスのご案内を行っているところです。

地域での障害福祉サービスの相談に十分対応するため、相談支援事業所の充実が必要と考えており、国に対し適切な報酬体系とするよう要望しているところです。また、市独自に実施しております相談支援事業補助制度により、事業所数及び相談支援専門員数の増加を図っているところです。

また、市内 16 区に障害者基幹相談支援センターを設置しており、障害種別を問わず総合的な相談に応じているところです。

相談件数の増加や内容の複雑化に対応するため、令和 6 年度より、各区 1 名ずつ増員し体制を強化したところでありますが、今後も障害者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核的な役割が発揮できるよう、その充実、強化に努めてまいります。

計画相談支援事業所および相談支援専門員数については令和 5 年度末で 226 ヶ所、471 人、令和 6 年度末で 237 ヶ所、492 人（非常勤含む、届け出に基づく数値）となってお

ります。
「利用申請から障害支援区分認定までの期間の短縮」については、非常に重要な課題として認識しており、令和７年度より認定事務の効率化担当の課長補佐を配置し、改善に向けて継続的に検討しております。

要望10　病院、介護事業所の経営支援、ヘルパー確保にむけ、国への働きかけなど一層の努力をお願いします

「政府も医療・介護施設に補助金　物価高、人手確保支援」と報道されています。実効性のある施策実現に向けて国への働きかけなど、一層の努力をお願いします。

【回答】健康福祉局介護保険課・障害者支援課・保健医療課

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムを深化・推進しているなか、介護人材の確保は非常に重要な課題であると認識しております。

処遇改善に直結する適正な賃金や労働条件の確保につきましては、これまでも国に対して、介護人材を安定的に確保し継続した介護サービスが提供されるよう適切な報酬単価を設定することなど、大都市民生主管局長会議等を通じて国に対し要望してまいりました。これからも引き続き、国に対して要望してまいります。

障害福祉分野における人材不足は全国的な課題であることから、国に対して21大都市主管課長会議等を通じて、障害福祉現場の介護職員数等の需給推計調査の実施や市町村が実施している人材確保策への必要な財政措置について要望しているところです。

医療分野につきましては、他の政令市等と連携し、大都市衛生主管局長会を通じて、光熱費等のコスト上昇に見合った公的価格の改定や、看護師等の労働時間の短縮、育児休業取得等のための条件整備、週休2 日制の労働条件・待遇の改善ができるよう、診療報酬の入院基本料の改善等を国へ要望しているところです。

今後も、医療現場で働く方々が安心して働き続けられる環境を整備し、地域住民に質の高い医療を提供できるよう、取り組んでまいります。

◎要望 11　障害者手帳取得から調査、区分支給認定、障害訪問介護までの期間が 2～3　ヶ月と長いため、介護保険と同じく申請をした段階から暫定で使用できるようにしてください。

障害訪問介護を受けるまでの期間が長くかかるため、その間の介護が厳しい状況です。介護保険と同じく申請した段階から暫定で利用開始できるような仕組みの構築をお願いします。

「認定調査の委託先の拡充」「利用申請から障害支援区分認定までの期間の短縮」は改善されたのでしょうか。

緊急その他やむを得ない場合には、支給決定に至る前から指定障害福祉サービスの提供を受けることが可能（特例介護給付費）と説明いただきましたが、その事例は増えたのでしょうか。

【回答】健健康福祉局障害者支援課

介護保険においては、要介護認定について申請日まで遡って適用できる旨の規定がありますが、障害福祉サービスにおいてはそういった規定がないことから、申請後すぐの利用は困難となっております。

「利用申請から障害支援区分認定までの期間の短縮」については、非常に重要な課題とし認識しており、令和７年度より認定事務の効率化担当の課長補佐を配置し、改善に向けて継続的に検討しております。また、「認定調査の委託先の拡充」は、令和 7 年 10 月より開始し、令和 8 年度にはさらに拡大を予定しています。

緊急性が高い場合（介護者の死亡・急病等）は、特例介護給付費によりサービスを受

給することが可能な場合があります。特例介護給付費の決定については、各区役所・支所で必要性を判断し決定しております。ご利用者様の置かれている環境等個別に判断しておりますので、件数は例年異なります。

◎要望 12　重度障害者移動（訪問）入浴サービス利用の年齢制限記載をなくしてください。
前年要望時からの検討状況を教えてください。

在宅療養している患者にとって入浴は必要です。名古屋市では重度障害者移動入浴サービスが提供されていますが、対象者として「おおむね 15 歳以上」と記載されており、利用へのブレーキとなっています。

小学生といっても、家族介護者だけでは入浴させることが難しい、大きな身体の子どももいます。

名古屋市として実態を把握し、重度障害者移動（訪問）入浴サービス利用の年齢制限をなくすようにしてください。

前年要望時からの検討状況を教えてください。

【回答】健康福祉局障害企画課

本市の重度障害者移動入浴事業では、「おおむね 15 歳以上」という目安を設けておりますが、15 歳未満であっても、15 歳の平均身長及び平均体重を超過している児童は対象者として認めております。

また、平均身長等を満たさない児童についても、区役所・支所が現地調査等を行った上で、身体的要件等を考慮して対象とすべきと判断すれば、15 歳未満での利用を認めております。

前年要望後に、他都市調査を行い、政令指定都市 20 市のうち、9 市において年齢制限を設けていないことを把握しております。

今後も引き続き、利用実態や他都市の状況等を確認しながら検討してまいります。

要望13　難病患者の就労支援を強めてください。
難病患者就職サポーター複数配置・正規職員配置を国に働き掛けてください

難病患者が仕事を続けられず、孤立や生活不安を抱えていく現状があります。

難病関連セミナーなどで「就労支援」が取り上げられることが多くなっています。

2025年10月3日「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が開催され、障害者法定雇用率に障害者手帳を所持していない難病患者を含める方向で検討を進めることが示されました。

難病患者の就労促進に向けて支援いただける組織は多くなっていますが、「相談窓口」としての理解が進んでいないように受け止められます。改善が求められます。

ハローワークの難病サポーターは東京都・大阪府・北海道・神奈川県の４都道府県ではすでに複数配置が実施されています。人口からみても愛知県での複数配置は必要です。難病患者にとって有効な制度であり、安定的な利用継続できるためにも正規職員配置が必要です。国への働きかけをお願いします。

【回答】健康福祉局健康増進課

難病患者就職サポーターは、就職を希望する難病患者の方の症状や特性を踏まえた相談や、仕事と治療の両立等についての相談等、難病患者の方の就労生活にとって重要な役割を果たしているものと認識しております。

本市の難病対策地域支援ネットワーク会議において、愛知県労働局に構成員として参加いただいており、各区保健センター保健師等の日頃の保健活動で把握した課題をふまえた検討を行うとともに、愛知県の担当部局等の動向も注視し、必要な働きかけを検討してまいりたいと考えております。

要望14　「透析施設」「在宅訪問診療」に係る燃料費（ガソリン代）の助成をお願いします。

透析患者の高齢化が顕著で自力通院の困難者が各施設約60%前後となっており、施設の送迎に頼っています。燃料費（ガソリン代）が高止まりしている中で、施設の送迎が困難になりつつあります。

他都市の状況の把握はどうだったでしょうか。

【回答】健康福祉局障害企画課

現在のところ、本市ではガソリン代補助を実施する予定はございません。

他都市の状況については、政令指定都市のうち、半数の都市が実施していることを確認しており、大半の都市では、市営交通機関等の乗車券やタクシー券等の他の交通費助成制度との選択制となっております。

要望15　心疾患者、腎疾患者が通園または通学する学校等へ提出する学校生活管理指導表の記載を医療機関に依頼した場合、その文書料を助成してください。
また、公的医療保険の対象となるよう国に働きかけてください。

物価値上げが続くなか、文書料の負担が重くなってきています。

学校生活管理指導表は、食物アレルギー、心疾患、腎疾患の２種類あります。

アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については公的医療保険の対象になっています。心疾患、腎疾患についても学校生活を送る上で体の状況を伝える重要な文書となっています。心疾患者、腎疾患者・家族の負担軽減のため、学校生活管理指導表文書料を助成ください。

また、公的医療保険の対象となるよう国に働きかけてください。

【回答】教育委員会事務局学校保健課

教育委員会としましては、心疾患・腎疾患の学校生活管理指導表の文書料について、就学援助の対象として助成しております。また、名古屋市学校保健会を通して、心疾患・腎疾患についても、学校生活管理指導表の文書料を公的医療保険の適用とするよう国に要望しております。引き続き国への働きかけなど、心疾患者、腎疾患者・ご家族の負担軽減に努めてまいります。

要望16　ピアサポーター養成講座、大会、ＲＤＤなどのご後援・ご協力を引き続きお願いします
これまでのご協力ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

【回答】健康福祉局健康増進課

難病患者やご家族が同じような境遇の方と出会い、気持ちを共有すること等は、患者やそのご家族の支え合いに大変役立つものであると認識しております。

そのために必要な、難病に対する正しい知識の普及、難病患者に対する必要な配慮等についての市民の理解の醸成等に努めることは市の重要な役割であると認識しており、ピアサポーター養成講座、大会、ＲＤＤ等についての後援や、各種行事等の周知等につきましても引き続きご協力させていただきます。